



麻生情報ビジネス専門学校

# 麻 生 情 報 ビ ジ ネ ス 専 門 学 校 学 則

## 第 1 章 総 則

### ( 目 的 )

第 1 条 本校は教育基本法および学校教育法に従い、地域社会の発展に寄与し、国際社会に役立つ人材を養成することを目的とする。

校訓： 無私

### ( 名 称 )

第 2 条 本校は、麻生情報ビジネス専門学校という。

### ( 位 置 )

第 3 条 本校は、福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 1 2 番 3 2 号に置く。

### (学校評価)

第 4 条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、5年に1度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第 2 章 課程および学科、修業年限、定員ならびに休日、休暇

### (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)

第 5 条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は別表 1 のとおりとする。

### (在学期間)

第 6 条 在学期間は、在籍する学科の修業年限の 2 倍を限度とする。

### (学年、学期の始終期)

第 7 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から8月31日まで

後 期 9月1日から3月31日まで

3 校長は、必要に応じて第 1 項、第 2 項の期間を変更することができる。

### ( 休 業 日 )

第 8 条 学校の休業日は次のとおりとする。

ただし、第 3 号から第 5 号の休業期間の始期及び終期は、年度により学年暦に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

- (3) 夏期休業
  - (4) 冬期休業
  - (5) 春期休業
- 2 上記、休業は校長の判断により変更することができる。

### 第 3 章 組織および会議

#### (教 職 員)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

校 長	1 名
教 員	基幹教員 27 名以上 非基幹教員 必要数
事務職員	相当数
校 医	1 名

- 2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

#### (会 議)

第 10 条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。

- 一 教務会議
- 二 カリキュラム会議
- 三 進級・卒業判定会議
- 四 入試選考会議

### 第 4 章 教育課程

#### (教育課程および履修方法)

第 11 条 本校の教育課程および授業時間数は、別表 2 のとおりとする。

- 2 本校の学科については、単位制とする。履修に関する事項は、履修規程に別に定める。

#### (授 業 時 間)

第 12 条 本校の始業および終業の時刻は、9時30分から16時45分までとする。

#### (成 績 評 価)

第 13 条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 各学期末に行う試験、および実習の成果についての評価は、別に定める「成績評価に関する規程」に基づき行う。

#### (課程修了の認定)

第 14 条 課程修了の認定は「履修規程」に定める卒業要件に基づき、校長が行う。

## 第 5 章 入学、転科、編入学、休学、復学、退学、除籍および卒業

### (入学資格)

第15条 本校入学資格は、次のとおりとする。

高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第183条に該当する者。

2 国際ビジネス科および国際ITエンジニア科の入学資格については別に定める。

### (入学時期)

第16条 入学の時期は 4月とする。

### (入学志願手続)

第17条 本校に入学を志望する者は別に定める所定の書類に入学選考料を添えて校長に提出しなければならない。

### (入学者の選抜)

第18条 入学者の選抜方法については、別に定める。

### (入学手続きおよび入学許可)

第19条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

### ( 転 科 )

第20条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2 転科に必要な事項は別に定める。

### (編 入 学)

第21条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 編入学に必要な事項は別に定める。

### (転 入 学)

第22条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

- 2 転入学に必要な事項は別に定める。

(再入学)

- 第23条 退学もしくは除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上、これを許可することがある。
- 2 再入学に必要な事項は別に定める。

(休学)

- 第24条 病気や留学、またはその他の理由により引き続き30日以上修学することができない者は、休学願(病気の場合は診断書添付)を提出し、校長の許可を受け休学することができる。
- 2 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。手続きに関する事項は別に定める。
  - 3 休学に必要な事項は別に定める。

(復学)

- 第25条 休学期間満了の場合、または休学の期間中にその理由がなくなった場合は校長に願い出て、その許可を得て、復学することができる。
- 2 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。
  - 3 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。
  - 4 復学に必要な事項は別に定める。

(退学)

- 第26条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 退学に必要な事項は別に定める。

(除籍)

- 第27条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
- (1) 死亡した者。
  - (2) 行方不明の届出のあった者。
  - (3) 授業料等の校納金および教科書・教材費等の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
  - (4) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
  - (5) 休学期間を超えてなお復学しない者。
  - (6) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。
  - (7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
  - (8) 退学処分を受けた者。
- 2 除籍に必要な事項は別に定める。

(復籍)

第28条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することがある。

2 復籍に必要な事項は別に定める。

(卒業)

第29条 本校指定の修業年限以上在学し、第14条の課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第30条 下記の課程・学科を修了した者は学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

課程名	学科名
工業専門課程	情報工学科
工業専門課程	情報システム科
工業専門課程	国際ITエンジニア科
商業実務専門課程	経理科
商業実務専門課程	情報ビジネス科
商業実務専門課程	ビジネスエキスパート科
商業実務専門課程	IT経営科
商業実務専門課程	キャリアデザイン科 (2年課程)
商業実務専門課程	国際ビジネス科

第31条 下記の課程・学科を修了した者は学校教育法施行規則第186条の3に基づき、高度専門士と称することができる。

課程名	学科名
工業専門課程	情報研究科

## 第6章 外国人学生

(外国人学生)

第32条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、特別の選考を経て入学を許可することがある。

2 外国人の入学資格、入学志願手続、その他必要な事項は別に定める。

3 外国人とは、日本以外の国籍を有する者をいう。ただし、下記の者を除く。

(1) 日本の法律に基づく法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者。

(2) 日本において高等学校、これに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者。

## 第 7 章 賞 罰

### ( 表 彰 )

第 3 3 条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰する事がある。

2 表彰に関する規程は別に定める。

### ( 懲 戒 )

第 3 4 条 校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生として本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学の3種類とする。

3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為

(2) 法令に違反する行為 (犯罪行為)

(3) 人権を侵害する行為

(4) ハラスメント行為

(5) 情報倫理・学問倫理に反する行為

(6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

(7) 試験等における不正行為

(8) その他学生の本分に反する行為

4 懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない。

5 その他必要な事項は別途定める。

## 第 8 章 入学金、授業料およびその他

### ( 納 付 金 )

第 3 5 条 本校の入学金、授業料等の校納金は、別表 3 のとおりとする。

2 既に納付した授業料、入学選考料、入学金、施設設備費、教育充実費、実習費は返還しない。ただし、特別な事由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

### ( 連 帯 保 証 人 )

第 3 6 条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

### ( 連 帯 保 証 人 の 変 更 )

第 3 7 条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

### ( 退 学 お よ び 停 学 の 場 合 の 納 付 金 )

第 38 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の納付金)

第 39 条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(復学の場合の納付金)

第 40 条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。

2 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。

3 年度の中途において復学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(寄 宿 舎)

第 41 条 寄宿舎に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第 42 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。また、校長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を実施することがある。

2 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

## 第 9 章 科目等履修生および聴講生

(科目等履修生)

第 43 条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修および聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生および聴講生として当該科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

## 第 10 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 44 条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科 名	修業期間	授業時数	総定員	備考
週 3 ナレッジコース	3 年	1 2 9 6 時間	6 0	
週 1 ナレッジコース	3 年	4 3 2 時間	6 0	
プログラミング入門コース	6 か月	6 0 時間	2 0	

ネットワーク入門コース	6か月	60時間	20	
-------------	-----	------	----	--

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 雑則

(保護者等)

第 45 条 第 19 条第 3 項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

### 附 則

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別科スキルアップ科の設置)

### 附 則

この学則は平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設)

### 附 則

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(情報処理本科の廃止)

(製図学科、マルチメディア科、経営法律学科、経営ビジネス科、  
ビジネス秘書科の設置)

### 附 則

この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(情報システム工学科、ビジネス経理科、キャリアアップ科の廃止)

(建築学科、情報ビジネス科、ビジネスライセンス科の設置)

### 附 則

この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(製図学科、医療秘書科、医療マネジメント科の廃止)

(総合ビジネス科の設置)

(別科公務員専攻科の設置)

### 附 則

この学則は平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

### 附 則

この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(福祉保育科、建築 CAD 科、経営法律学科、経営ビジネス科、  
ビジネスライセンス科、カレッジ科、ビジネスキャリア科、  
ビジネス秘書科、情報コミュニケーション科の廃止)

(マルチメディアクリエイター科、インターネットシステム科、  
マルチビジネス科の設置)

### 附 則

この学則は平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設)

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

(電子制御工学科、建築学科、総合ビジネス科の廃止)  
(コンピュータネットワーク科、ゲームクリエイタ科、  
情報秘書科、経営ビジネス科の設置)

附 則

この学則は平成12年3月1日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

(税理士科、マルチビジネス科の廃止)  
(インターネットビジネス科、オフィス・スペシャリスト科の設置)

附 則

この学則は平成13年3月8日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

(マルチメディア科の廃止)  
(デジタルクリエイタ科、インターネットコミュニケーション科の設置)

附 則

この学則は平成14年2月27日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

(マルチメディアクリエイタ科、インターネットビジネス科の廃止)  
(情報システム科、システム研究専攻科、オフィスコミュニケーション科、  
ショップビジネス科の設置)  
(麻生情報ビジネス専門学校に学校名称変更)  
(商業実務専門課程 情報ビジネス科の新設)

附 則

この学則は平成15年2月19日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

(総合情報科、工業専門課程 情報ビジネス科、  
オフィス・スペシャリスト科の廃止)  
(情報ビジネス専攻科の設置)

附 則

この学則は平成16年2月17日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設および廃止)

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

(インターネットコミュニケーション科の廃止)

(CGクリエイタ科、CGデザイン科、情報秘書科の設置)

(専門士の称号の授与(情報システム科、オフィスコミュニケーション科、ショップビジネス科、情報ビジネス科)の追加については、平成17年3月3日に施行する。)

(専門士の称号の授与(総合情報科、情報ビジネス科、オフィス・スペシャリスト科)の削除については、平成17年3月9日に施行する。)

#### 附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

(デジタルクリエイタ科、オフィスコミュニケーション科、公務員専攻科、公務員総合科の廃止)

(ネットワークセキュリティ科、エンベデッドシステム科、キャリアアップ専攻科の設置)

(第16条除籍に「③授業料その他の納付金を納付期限日の翌日から起算して5ヶ月以上滞納した者。」の条文を追加)

(専門士の称号の授与(情報ビジネス専攻科)の追加については、平成17年12月26日に施行する。)

(専門士の称号の授与(インターネットコミュニケーション科)の削除については、平成17年12月26日に施行する。)

#### 附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

(コンピュータ・グラフィックス科、情報秘書科、キャリアアップ専攻科の廃止)

(システム工学科、カレッジ科の設置)

(情報ビジネス専攻科の入学定員を30名から40名に変更)

(納付金の変更)

(専門士の称号の授与(CGデザイン科、情報秘書科)の追加については、平成19年2月22日に施行する。)

(専門士の称号の授与(デジタルクリエイタ科、オフィスコミュニケーション科(昼間部)、公務員総合科)の削除については、平成19年2月22日に施行する。)

(国際情報コミュニケーション学科の設置)

#### 附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

(IT専攻科、ゲームクリエイタ専攻科、税理士専攻科、税理士科の設置)

(エンベデッドシステム科を組込みシステム科に名称変更)

(システム工学科を情報工学科に名称変更)

(CGデザイン科の入学定員を40名から30名に変更)

(ショップビジネス科の廃止)

(納付金の変更)

(文化教養専門課程の設置)

(日本語科(1年)および日本語科(1年6ヶ月)の設置)

(コンピュータネットワーク科 アドバンスコースおよびベーシックコースの  
カリキュラム変更)

(システム研究科およびインターネットシステム科、情報システム科、システム  
研究専攻科のカリキュラム変更)

(CGクリエイタ科およびCGデザイン科のカリキュラム変更)

(ネットワークセキュリティ科および組込みシステム科のカリキュラム変更)

(情報工学科 ネットワークエキスパートコースおよびシステムエキスパート  
コースのカリキュラム変更)

(情報経理科および経営ビジネス科、情報ビジネス科、情報ビジネス専攻科、  
カレッジ科のカリキュラム変更)

(専門士の称号の授与 (CGクリエイタ科) の追加については、平成20年  
2月26日に施行する。)

(専門士の称号の授与 (コンピュータ・グラフィックス科、情報秘書科) の  
削除については、平成20年2月26日に施行する。)

#### 附 則

この学則は平成21年2月27日から施行する。

(平成21年2月27日文部科学省告示第21号 (官報号外第38号) により  
第19条に専門士の称号の授与 (工業専門課程 組込みシステム科、工業専門  
課程ネットワークセキュリティ科、商業実務専門課程 カレッジ科) の条文を  
追加する。)

(平成21年2月27日文部科学省告示第23号 (官報号外第38号) により  
第19条から専門士の称号の授与 (商業実務専門課程 ショップビジネス科  
(昼間部) ) の条文を削除する。)

#### 附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(システム研究専攻科を廃止する。)

(漫画・アニメ科、Webクリエイタ科、Webマネジメント科、ビジネス  
デザイン科を設置する。)

(ゲームクリエイタ専攻科、ゲームクリエイタ科、情報ビジネス科の入学定員  
を変更する。)

(システム研究科を情報システム専攻科に学科名称変更する。)

(情報ビジネス科、情報ビジネス専攻科、税理士専攻科、税理士科、  
情報経理科の授業料を変更する。)

(情報工学科、コンピュータネットワーク科、ネットワークセキュリティ科、  
情報システム専攻科、情報システム科、組込みシステム科、ゲームクリ  
エータ専攻科、ゲームクリエイタ科、CGクリエイタ科の施設設備費を変更  
する。)

(第16条除籍に「③授業料その他の納付金を納付期限日の翌日から起算して  
4ヶ月以上滞納した者。」の条文を変更)

(第26条 科目等履修生を追加)

#### 附 則

この学則は平成22年2月26日から施行する。

(平成22年2月26日 文部科学省告示第31号 (官報号外第38号) により第19条の専門士の称号の授与 (工業専門課程 情報システム専攻科) の条文を変更する。)

(平成22年2月26日 文部科学省告示第34号 (官報号外第38号) により第20条に高度専門士の称号の授与 (工業専門課程 ゲームクリエイター専攻科、情報工学科、及び商業実務専門課程 税理士専攻科) の条文を追加する。)

#### 附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

(インターネットシステム科、CGデザイン科、国際情報コミュニケーション学科、経営ビジネス科を廃止する。)

(情報セキュリティ科、販売ビジネス科を設置する。)

(日本語科 (1年) の修業年限を2年に変更する。同学科のカリキュラムを変更する。)

(日本語科 (1年6ヶ月) のカリキュラムを変更する)

(日本語科 (1年6ヶ月) の定員を変更する)

(国際情報コミュニケーション学科の廃止に伴い第5条および第11条の条文を変更)

#### 附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

(ビジネスデザイン科、Webマネジメント科を廃止する。)

(IT専攻科 (1年) の修業年限を1年6ヶ月に変更する。同学科のカリキュラムを変更する。)

(日本語科 (1年6ヶ月) のカリキュラムを変更する)

(日本語科 (2年)、日本語科 (1年6ヶ月) の入学選考料を変更する)

専門士の変更については平成22年11月29日から適用する。

(平成22年11月29日 文部科学省告示第152号 (官報号外第249号) により、第19条の専門士の称号の授与 (工業専門課程 ビジネスデザイン科、商業実務専門課程 税理士科、Webマネジメント科) の条文を変更 (追加する。)

(平成22年11月29日 文部科学省告示第154号 (官報号外第249号) により、第19条に専門士の称号の授与 (工業専門課程 インターネットシステム科、CGデザイン科、及び商業実務専門課程 経営ビジネス科) の条文を変更 (削除) する。)

#### 附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

(次の条文を変更する。第6条、第8条、第9条。日本語科関連)

(情報システム科、カレッジ科、販売ビジネス科の入学定員を変更する)

(カレッジ科の学科名を大学編入科に変更する。)

(ネットワークセキュリティ科、情報セキュリティ科を廃止する)

#### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年2月18日文科科学省告示第1839号(官報号外第17号)により、第19条の専門士の称号の授与(商業実務専門課程 大学編入科)の条文を変更(名称変更)する。)

(平成25年2月18日文科科学省告示第1839号(官報号外第17号)により、第19条に専門士の称号の授与(工業専門課程 情報セキュリティ科、ネットワークセキュリティ科)の条文を変更(削除)する。)

#### 附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

(第5条学期の始終期「前期8月31日まで」「後期9月1日から」に条文変更)

(第5条学期の始終期に「3、校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。」の条文を追加)

(第6条休業日に「ただし、第3号から第5号の休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める」の条文追加)

(第7条に「2、授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、別途定める規則に基づいて行う。」の条文を追加)

(第9条(成績評価)の条文を追加)

(第10条(課程修了の認定)の条文を追加)

(第13条入学時期の条文変更)

(第14条(入学志願手続)の条文を追加)

(第15条(入学者の選抜)の条文を追加)

(第16条(入学手続きおよび入学許可)の条文を追加)

(第17条(保証人)の条文を追加)

(第18条(保証人の変更)の条文を追加)

(第19条転科を「本校における転科は学期始め(4月・9月)までに所定の手続きを終了し、許可を得なければならない。」に条文変更)

(第24条停学に「謹慎」の項目を追加)

(第25条卒業を「本校指定の修業年限以上在学し、第10条の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。」に条文変更)

(第29条懲戒に「訓戒、謹慎」の項目を追加)

(第32条健康診断の条文を変更)

#### 附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

(第21条休学に第2項、第3項、第4項の条文を追加)

(第23条除籍に「④第21条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。」の条文を追加)

(情報工学科、情報システム専攻科、情報システム科、組込みシステム科、IT専攻科、コンピュータネットワーク科、ゲームクリエイタ科、ゲームクリエイタ専攻科、CGクリエイタ科、漫画・アニメ科、Webクリエイタ科、情報経理科、情報ビジネス科、情報ビジネス専攻科、税理士科、税理士専攻科、販売ビジネス科のカリキュラムの変更による)

## 附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

(情報ビジネス専攻科を情報エキスパート科に名称変更)

(販売ビジネス科を経営ビジネス科に名称変更)

ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

## 附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

(第4条(自己点検・評価)の条文を追加)

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)の条文を変更)

(第6条(在学期間)の条文を追加)

(第10条(会議)の条文を追加)

(第15条(入学資格)の条文に「高等学校に準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者」を追加)

(第22条(転科)の条文を「他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。」に変更)

(第24条(転入学)の条文を追加)

(第25条(休学)の条文に休学期間に関する項目を追加)

(第26条(復学)の条文を追加)

(第27条(退学)の条文を「退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。」に変更)

(第28条(除籍)の条文を「(3)授業料その他の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。」に変更)

(第28条(除籍)の条文に「(5)第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。」を追加)

(第29条(復籍)の条文を追加)

(第34条(懲戒)の条文を変更)

(第36条(退学および停学の場合の納付金)の条文を追加)

(第37条(休学の場合の納付金)の条文を追加)

(第38条(復学の場合の納付金)の条文を追加)

(第41条(科目等履修生)の条文を変更)

(IT専攻科、大学編入科の廃止)

(情報工学科、情報システム専攻科、情報システム科、組込みシステム科、コンピュータネットワーク科、ゲームクリエイタ科、ゲームクリエイタ専攻科、CGクリエイタ科、漫画・アニメ科、Webクリエイタ科、情報経理科、情報ビジネス科、情報エキスパート科、税理士科、税理士専攻科、経営ビジネス科のカリキュラムの変更)

(情報システム科の入学定員の変更)

(入学金の変更)

(情報経理科、税理士専攻科、税理士科の施設設備費の変更)

## 附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

(第7条(学年、学期の始終期)の条文に日本語科授業日数を追加)  
(第12条(授業時間)の条文に日本語科に関する項目を追加)  
(第25条(休学)の条文に休学期間に関する項目を追加)  
(第28条(除籍)の条文に除籍対象に関する項目を追加)  
(第34条(懲戒)の条文に懲戒の再入学に関する項目を追加)  
(税理士科、税理士専攻科の廃止)  
(国際ビジネス科の新設)  
(経理科(旧情報経理科)、ネットワーク・セキュリティ科(旧コンピュータネットワーク科)の学科名変更)  
(ネットワーク・セキュリティ科(旧コンピュータネットワーク科)、情報システム科、組込みシステム科、経理科、情報ビジネス科、情報エキスパート科、経営ビジネス科、日本語科のカリキュラムの変更)  
(ネットワークセキュリティ科(旧コンピュータネットワーク科)、ゲームクリエイタ科、情報システム専攻科、情報システム科、CGクリエイタ科、組込みシステム科、情報工学科、ゲームクリエイタ専攻科、漫画・アニメ科、Webクリエイタ科、の授業料の変更)  
(ゲームクリエイタ専攻科、ゲームクリエイタ科、Webクリエイタ科、CGクリエイタ科、漫画・アニメ科の実習費の変更)  
ただし、平成28年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

#### 附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。

(第6条(在学期間)の条文を変更)  
(第9条(教職員数)の条文を変更)  
(第22条(転科)の条文を変更)  
(第23条(編入学)の条文を変更)  
(第25条(再入学)の条文を追加)  
(第30条(復籍)の条文を変更)  
(第32条(称号の授与)の条文を変更)  
(組込みシステム科を電子システム工学科に名称変更)  
(情報エキスパート科をビジネスエキスパート科に名称変更)

ただし、平成29年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

第6条においては平成29年度以前の入学生も適用する。

#### 附 則

この学則は平成31年4月1日より施行する。

(国際ITエンジニア科の新設)  
(税理士科、日本語科(1年6ヶ月)の廃止)  
(情報工学科、情報システム専攻科、情報システム科、日本語科(2年)の定員変更)

定員変更は、平成30年度以前の入学生に対しては、従前の規定を適用

する。

(第8条(休業日)の条文を変更)

(第11条(教育課程および履修方法)の条文を変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2を変更)

(第13条(成績評価)の条文を変更)

(第14条(課程修了の認定)の条文を変更)

(第15条(入学資格)の条文第2項を追加)

(第27条(復学)の条文第2項、第3項を追加)

(第32条専門士の称号の授与(経理科)の条文を変更)

(第32条専門士の称号の授与(国際ビジネス科)の条文を追加)

専門士の称号を授与する条文の変更・追加(経理科、国際ビジネス科)については、平成31年1月25日から適用する

(第6章 外国人学生 を追加)

(第34条(外国人学生)の条文を追加)

(第35条(表彰)の条文第2項を追加)

(第40条(復学の場合の納付金)の条文を変更)

(第9章を 科目等履修および聴講生 に変更)

(第43条(科目等履修生)の条文を変更)

(第10章 附帯教育事業 を追加)

(第44条(附帯教育事業)の条文を追加)

## 附 則

この学則は令和2年4月1日より施行する。

(第4条(学校評価)第2項の条文を変更、第3項の条文を追加)

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)

(第9条(教職員)の専任教員数の変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2の変更)

(第12条(授業時間)の条文を変更)

(第26条(休学)第6項の条文を削除)

(第32条専門士の称号の授与(ネットワーク・セキュリティ科)

(ビジネスエキスパート科)の条文を変更)

(第32条専門士の称号の授与(税理士科)の条文を削除)

専門士の称号を授与する条文の変更・削除については、令和2年2月29日から適用する

(第37条(納付金)別表3の変更)

## 附 則

この学則は令和3年4月1日より施行する。

ただし、令和2年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)

ネットワーク・セキュリティ科、電子システム工学科、ゲームクリエイター専攻科の廃止

(第7条(学年及び学期の始終期)第2項の条文を変更)

(第9条(教職員)専任教員数の変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2の変更)

(第12条(授業時間)の条文を変更)

(第32条(称号の授与)組込みシステム科の名称変更、ゲームクリエイタ科・  
漫画・アニメ科・Webクリエイタ科・CGクリエイタ科の削除)

(第33条(称号の授与)税理士専攻科の削除)

称号の授与に関する条文の変更・削除については、令和3年2月24日から適用する。

(第36条(懲戒)懲戒種類の変更)

第36条については、令和2年度以前の入学生にも適用する。

(第37条(納付金)別表3の変更) 入学金、授業料、施設・設備費の変更

(第44条(附帯教育事業)コースの追加)

#### 附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)

経理専攻科の廃止

(第11条(教育課程および履修方法)別表2の変更)

経理専攻科の廃止

(第15条(入学資格)条文の変更)

(第37条(納付金)別表3の変更)

経理専攻科の廃止

#### 附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。

ただし、令和3年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第9条(教職員)の条文を変更)

(第11条(教育課程および履修方法)の条文および別表2を変更)

(第13条(成績評価)の条文を変更)

(第14条(課程修了の認定)の条文を変更)

(第19条(入学手続きおよび入学許可)の条文を変更)

(第20条(保証人)の条文を削除)

(第21条(保証人の変更)の条文を削除)

(第30条(称号の授与)ネットワーク・セキュリティ科・電子システム工学科の削除、  
国際ITエンジニア科の追加)

(第31条(称号の授与)ゲームクリエイタ専攻科の削除)

称号の授与に関する条文の変更・削除については、令和4年3月4日から適用する。

(第36条(連帯保証人)の条文追加)

(第11章 雑則を追加)

(第45条(保護者等)の条文を追加)

## 附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。

ただし、令和4年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1を変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2を変更)

## 附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。

ただし、令和4年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更

文化教養専門課程 昼 日本語科(2年) 廃止)

(第6条(在学期間)第2項 削除)

(第7条(学年、学期の始終期)第2項 変更 第3項 削除)

(第8条(休業日)条文の変更)

(第11条(教育課程および履修方法)第2項 条文の変更 第3項 削除)

(第12条(授業時間)第3項 削除)

(第13条(成績評価)第3項 削除)

(第14条((課程修了の認定)第2項 削除)

(第15条(入学資格)第2項 変更)

## 附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。

ただし、令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第35条(納付金)第1項 別表3の変更 第2項 条文の変更)

(第38条(退学および停学の場合の納付金)条文の変更)

(第39条(休学の場合の納付金)条文の変更)

## 附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。

(第11条(教育課程および履修方法)第2項 別表2の変更)

上記の変更は令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第24条(休学)第25条(復学)第26条(退学)第27条(除籍)第28条(復籍)  
条文の変更)

(第44条(附帯教育事業)条文の変更)

## 附 則

この学則は令和7年4月1日より施行する。

ただし、令和6年度以前の入学生に対しては、第9条を除き従前の規程を適用する。

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)

(第9条(教職員)条文の変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2の変更)

(第34条(納付金)第1項 別表3の変更)

附 則

この学則は令和7年4月1日より施行する。

ただし、令和6年度以前の入学生に対しては、第7条を除き、従前の規程を適用する。

(第7条(学年、学期の始末期)条文の変更)

(第11条(教育課程および履修方法)別表2の変更)

(第30条(称号の授与)条文の変更)

(第44条(附帯教育事業)条文の変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、令和7年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第35条(納付金)第1項 別表3の変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、第30条、第31条の規定は、令和8年4月1日以後の入学者から適用し、  
施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

第5条、第11条、第35条の規定については、  
令和7年度以前の入学生に対しては、従前の規定を適用する。

(第4条(学校評価)条文の変更)

(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)

(第11条(教育課程および授業時間数)条文および別表2の変更)

(第14条(課程修了の認定)条文の変更)

(第24条(休学)条文の変更)

(第27条(除籍)条文の変更)

(第29条(卒業)条文の変更)

(第30条・第31条(称号の授与)条文の変更)

(第35条(納付金)条文および別表3の変更)

(第44条(附帯教育事業)条文の変更)

別表1

## 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門課程	昼	情報工学科	3年	80	240	
	昼	情報システム科	2年	40	80	
	昼	情報研究科	4年	40	160	
	昼	国際ITエンジニア科	2年	40	80	
商業実務専門課程	昼	経理科	2年	30	60	
	昼	情報ビジネス科	2年	40	80	
	昼	ビジネスエキスパート科	2年	30	60	
	昼	IT経営科	2年	20	40	
	昼	キャリアデザイン科	2年	30	60	
	昼	キャリアデザイン科	1年	30	30	
	昼	国際ビジネス科	2年	40	80	
合 計				420	970	

別表 2

省略

別表 3

本校の入学金および授業料等

単位：円

課 程	学 科 名	入 学 金	授 業 料 (年間)	施 設 設 備 費	教 育 充 実 費 (年間)	実 習 費 (年間)
工業専門課程	情報工学科	150,000	650,000	290,000	120,000	
	情報システム科	150,000	650,000	290,000	120,000	
	情報研究科	150,000	650,000	290,000	120,000	
	国際ITエンジニア科	150,000	340,000	290,000	120,000	
商業実務専門課程	経理科	150,000	600,000	250,000	120,000	
	情報ビジネス科	150,000	600,000	250,000	120,000	
	ビジネスエキスパート科	150,000	600,000	250,000	120,000	
	IT経営科	150,000	600,000	250,000	120,000	
	国際ビジネス科	150,000	280,000	160,000	120,000	
	キャリアデザイン科	150,000	600,000	250,000	120,000	
	キャリアデザイン科	150,000	600,000	250,000	120,000	
入 学 選 考 料		30,000 (※外国人留学生については20,000)				

※教科書、各種検定受験費、研修・合宿費および実習費等は実費請求。